

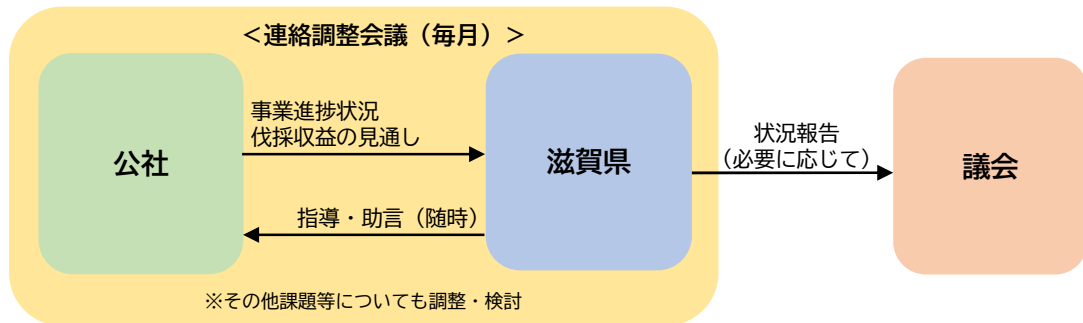
一般社団法人滋賀県造林公社に対する新たな指導・助言等の取組について

1 新たな指導・助言等の取組について

(1) 取組の目的

- 一般社団法人滋賀県造林公社（以下「公社」という。）は、従来から経営改善に向けて伐採収益の向上や契約変更等の取組に努めているところであるが、更なる経営改善のためには、社会経済情勢を捉えた迅速かつ柔軟な事業の実施に努めること、日常業務において採算性向上やコスト低減の意識を常に持つことが重要である。
- このためには、従来の関与条例に基づく事業実施後の指導・助言だけでなく、綿密に公社と調整を行いながら、随時、指導・助言を行うことが有効であるため、定期的に公社に関わる仕組みを新たに設ける。

(2) 取組のスキーム（令和3年10月から試行的に実施）



2 連絡調整会議における議事内容について

(1) 事業進捗状況等について

- 公社より主伐事業および保育事業（保育間伐、環境林整備等）について、事業地毎の進捗状況や伐採収益の見通し等について報告を受けた。

(表) 当初計画値と実績見込み

		当初計画	実績見込み
主伐事業	伐採面積 (ha)	42	37
	木材生産量 (m ³)	7,100	7,900
	伐採収益 (千円)	22,000	65,000
保育事業	保育間伐 (ha)	100	107
	環境林整備 (ha)	100	68

- 主伐事業については、公社が常に木材価格や市況の動向を把握し、ウッドショックによる好機を捉えた戦略的な販売に努めた結果、伐採収益の向上につながった。
- 保育事業の環境林整備は相当な奥地での業務となり、事業体の確保が困難であったため、新たな事業地に振替え、積極的な事業実施に努めた。なお、明らかになった課題等は解決に向けて今後検討する。

(2) 関与条例に基づく経営評価方法の見直しについて

- 過去の県議会からの意見、現行の課題を踏まえて、経営評価方法の抜本的な見直しについて検討を行った。
- 債務引受や特定調停による債務免除によって県民に多大な負担を強いることとなった経緯等を踏まえ、より厳しい視点を持って経営評価を実施することとし、経営改善の取組に資する方法となるよう、見直し案をとりまとめた。
- 次年度より新たな方法で経営評価を実施し、その結果は9月定例会議で報告。

(表) 現行の経営評価方法と見直し(案)の要点比較

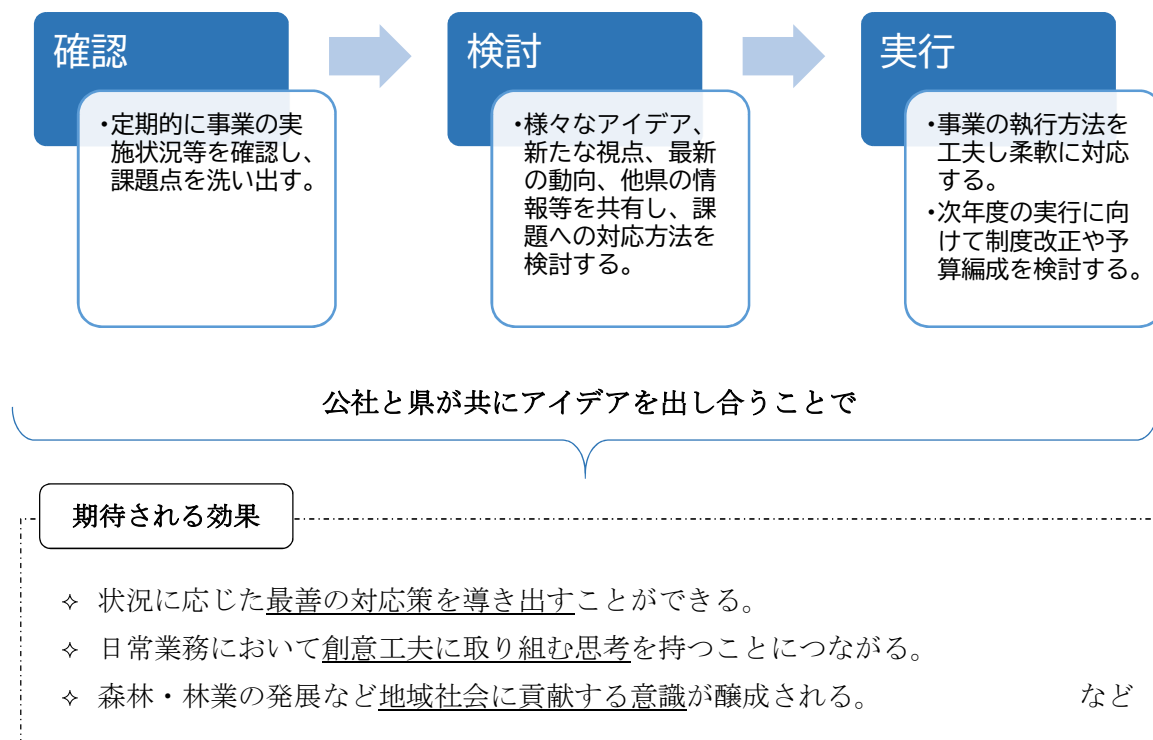
	現 行	見直し(案)
毎 年 の 評 価	● 計画値に対する達成率に応じてA～Dの4段階で評価	● 計画値が達成できたか否か○×で評価
	● 中期計画の項目毎に評価結果の理由を明記	● 中期計画の項目毎に要因分析と対応策を明記
5 年 間 の 評 価	● 過年度評価のA～Dの比率に応じてA～Dの4段階で評価	● 新規 中期計画の項目毎に寄与する分野(「公益的機能の発揮」「収益確保」「森林・林業の発展」)を表記
	● 長期計画の達成見込みを明記	● 新規 木材生産について参考として長期計画の計画値を表記
		● 5年間の計画値が達成できたか否か○×で評価
		● 長期計画の達成見込みを明記(木材生産については参考として長期計画の達成率を表記)

(3) その他

- 公社職員を対象に公社事業地で研修を実施。集材箇所・範囲の選定、集材方法についてアドバイスし、伐採収益の増加につなげた。
- 昨年12月に長野県に対して林業公社に関する現地ヒアリングを行い、他県における収益確保の取組や経営上の課題等について情報収集した。ヒアリング内容は今後の公社経営の参考として公社と共有。(経営改善の取組内容が分かりやすい計画の作成、積極的な受託事業の実施など)
- 公社経営に関する今後のスケジュール等について共有。(次期公社造林のあり方検討会の開催予定時期、検討内容など)

3 新たな指導・助言による効果について

連絡調整会議によって生まれるサイクル



4 今後の進め方について

- 連絡調整会議設置要綱の作成によって制度化を図り、継続的な取組にする。
- 4月からの本格実施以降は、以下の点も踏まえて連絡調整会議および指導・助言を実施する。
 - 森林・林業業界に期待される社会的な要請（公共施設等への木材利用、CO₂吸収・固定化など）への対応に向けて、豊富な森林資源を有し、柔軟で戦略的な事業実施が可能な公社の特徴・強みをどのように活かすか検討する。
 - 需要に応じた適確な木材生産、効率的な業務の実施に向けて、航空レーザ計測の有効な活用方法について検討する。
 - 木材価格の動向等について定期的に情報交換を行う。